

## ○警察嘱託医に対する謝金の支給基準について

昭和54年3月31日

埼例規第18号・会

警察本部長

### 警察嘱託医に対する謝金の支給基準について（例規通達）

警察嘱託医に対する謝金の支給基準を制定し、昭和54年4月1日から施行することとしたから、取扱いに誤りのないようされたい。

#### 記

- 1 警察嘱託医として、警察本部長から委嘱された者に対して謝金を支給する。
- 2 謝金は、月額10,000円とする。ただし、月の途中で委嘱又は解任された場合は、その月の委嘱期間が、月の2分の1以上のときは全額を支給し、月の2分の1に満たないときは60パーセントを支給する。
- 3 謝金の支給は、翌月中に支給する。

実施日（昭和61年3月26日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和61年4月1日から実施する。

ただし、第3〔特別昇給実施要領〕、第5〔地方警務官に対する旅費支給要領〕、第6〔警察参考人等に対する費用弁償に関する要綱〕及び第7〔退職手当支給事務の取扱いについて〕の改正規定は、昭和61年3月26日から実施する。

実施日（昭和63年3月29日埼例規第20号・会）

この例規通達は、昭和63年4月1日から実施する。

実施日（平成11年3月19日埼例規第11号・会）

この例規通達は、平成11年4月1日から実施する。

実施日（平成16年3月2日会第94号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月11日会第232号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。